

## 1 いじめに関するアンケート調査の実施

目的 一人でも多くの児童生徒をいじめから救う  
いじめを見逃さず、いじめ対応に強い学校組織を築く

実施率 100% (平成28年度～令和2年度)

## 2 各種教育相談

電話、来所、メール、SNS等による教育相談 (ならCocoroライン創設) 居場所での活動

## 3 こころと生活等に関するアンケートの実施

目的 児童生徒個々の課題や悩みを洗い出すことで教職員の児童生徒理解を一層深め、  
いじめの未然防止・早期発見等を含む効果的な指導や支援につなげる

実施状況 希望調査：県内小学校4年生以上、中学校、高等学校等の児童生徒

## 4 「いじめやハラスメントのない学校にするために～人権を確かめあうアンケート～の実施

目的 児童生徒がいじめの被害者にも加害者にもならないよう、学校において教職員の  
言動によるハラスメントが起きることのないよう、互いの人権を確かめあう  
ためのアンケートを実施し、人権尊重の視点に立った学校づくりを推進する。

実施状況 悉皆調査：県内全公立学校の児童生徒

## 5 教職員の対応力向上

研修会等 ・県立教育研究所における研修講座 (各校種・各段階)  
・生徒転落事象を受けた再発防止研修 (平成29年度より毎年12月4日開催)  
・各学校における校内研修、各市町村主催の研修会 等

作成資料 「事例から学ぶいじめ対応集」平成21年3月作成  
「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」平成24年度作成、平成29年度改訂

## 6 専門家等による支援の実施

- ・スクールカウンセラーの配置 [全公立義務教育・中学校、全県立高等学校及び公立小学校20校]  
児童生徒の心のケア、校内教育相談体制の充実
- ・スクールソーシャルワーカー (生活支援アドバイザー) の派遣 [6市14町12村2県立学校]  
児童生徒の課題解決に向けた助言、関係機関等との連携等のコーディネート
- ・児童相談員の配置 [公立小学校20校]  
保健室や別室での相談相手、きめ細かな行動観察及び見守り等

各専門家等を生徒指導上の諸課題の未然防止、早期発見、早期支援・対応につなげる

## 7 緊急いじめ対応等学校支援事業

目的 学校等だけでは解決が困難な事態への対応

内容 弁護士、大学教授等、臨床心理士、県警少年サポートセンター職員、県教委指導主事・生徒指導支援アドバイザー等を派遣する。

## 8 新型コロナウイルス感染症に対応した取組

- ・関連教材の作成・配布「防ごう ワクチン接種による差別やいじめ」
- ・12月「いじめに関する研修会」他各研修会 リモートによる開催